

令和元年6月

定例記者会見

と き 令和元年5月28日(火)
午前10時30分から
ところ 市役所202・203会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 主要事業
- 3 6月定例市議会上程議案について
- 4 質 疑
- 5 その他

犬 山 市

経営部企画広報課

目 次

1	主要事業について	1
2	6月定例会市議会日程（案）	3
3	提出議案の概要	4
4	条例案件	5
5	人事案件	27
6	令和元年度6月補正予算について	28
7	令和元年8月末までの主な行催事	49

1 主要事業について

防災ハンドブックが完成しました！

(地域安全課)

昨年度から作成を進めてきた防災ハンドブック「犬山防災」が完成し、全戸配布を行いました。

地震、風水害、土砂災害など、災害の種類により起こりうる被害を想定し、準備すべきことや避難についてまとめました。またハザードマップにより、自宅周辺などの危険箇所を確認し、具体的な避難行動につなげる情報を提供します。



【特徴】

1 ハザードマップ

防災ハンドブックには3枚4種類のマップが内蔵されており、災害の種別ごとに地域において想定される危険を確認することができます。

①南海トラフ地震ハザードマップ

外水ハザードマップ（河川による被害、南海トラフ地震ハザードマップの裏面）

②内水ハザードマップ（雨水による被害、北部版・南部版で表裏）

③土砂災害ハザードマップ（東部版・西部版で表裏）

2 女性目線の情報

女性職員や市内在住女性にアンケートを実施し、避難生活や備蓄品・非常持ち出しリストには女性の視点のアイデアを盛り込んでいます。

3 スマホやタブレットでも閲覧可能

いつでも情報を確認できます。9か国語に対応可能です。

英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語

【今後の展開】

防災ハンドブックを使い、地域の防災訓練を職員がサポートします。

町内会や自主防災組織で防災訓練を実施する際に、ハンドブックとハザードマップを使い、地域ごとの危険箇所や災害に応じた適切な避難行動を伝えます。

【作成部数】 35,000部

【作成費】 防災ハンドブック 7,581,600円 内水ハザードマップ 36,936,000円



産学官連携 ICT活用で犬山市の観光を情報発信 (企画広報課)

犬山市の観光資源を効果的にPRしていくため、市内事業者に対してICTを活用した情報発信と新しい観光コンテンツを企画提案する観光情報発信支援業務を名古屋経済大学、商工会議所、観光協会とともに実施します。

具体的には検索でトップにくるGoogleマップの店舗・施設情報を充実させることにより、犬山への関心度を高め、来訪者の増加を図るものです。

【内容】

- ① 現在ある観光資源の魅力をあますことなく伝えるために、ICTを活用した実証実験を行います。
 - ・市内の企業、店舗、文化財及び観光施設管理者等（事業者）に向けてICTを活用した情報発信を働きかけるセミナーを開催
 - ・商工会議所、観光協会と連携しセミナーの参加者を募集
 - ・セミナー参加者を中心に市内事業者を個別訪問し、ICT導入のメリットを伝え、その活用方法をレクチャーして、ICT導入を促進
 - ・インターネット上のユーザー関心度や事業者に対するアンケート結果を調査・分析、今後の活用に向けて検討
- ②市内の観光資源を新たに組み合わせたり、まだ知られていない魅力ある観光資源を発掘したりすることにより、行ってみたいくなるような新しい観光コンテンツを企画提案します。

【委託金額】 992,200円（名古屋経済大学の受託研究として実施）

第1弾

にぎわい、集客アップ！Google活用セミナーを開催

インターネット上に犬山の企業、店舗、文化財、観光施設などの情報を充実させることで、犬山に対する興味関心度を高め犬山への来訪者を増やす社会実験の一環として、Googleマップを活用したセミナーを開催します。

共催：犬山市・犬山商工会議所・犬山市観光協会・名古屋経済大学

日時 令和元年6月13日（木） 第1回 15:00～16:30
第2回 18:00～19:30

場所 犬山市役所2階205会議室

講師 デジタルコンサルタント 坂田誠氏

対象 市内事業者 費用 無料

※セミナー参加後、希望により名古屋経済大学の学生が直接訪問して登録や入力の手助けをします。



2 6月定例市議会日程（案）

会期24日間（6月3日(月)～26日(水)）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6. 3	月	午前10時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第2日	4	火		○精 読
第3日	5	水		○精 読
第4日	6	木		○精 読
第5日	7	金	午前10時	○一般質問
第6日	8	⊕		○休 会
第7日	9	⊖		○休 会
第8日	10	月	午前10時	○一般質問
第9日	11	火		○休 会
第10日	12	水		○休 会
第11日	13	木	午前10時	○一般質問
第12日	14	金	午前10時	○一般質問
第13日	15	⊕		○休 会
第14日	16	⊖		○休 会
第15日	17	月	午前10時	○議案質疑
第16日	18	火	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第17日	19	水		○全員協議会
第18日	20	木		○部門委員会
第19日	21	金		○部門委員会
第20日	22	⊕		○休 会
第21日	23	⊖		○休 会
第22日	24	月		○部門委員会
第23日	25	火		○休 会
第24日	26	水	午前10時	○再 開 ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

3 提出議案の概要

- 条例案件 21件（制定2、廃止1、一部改正18件）
- 人事案件 1件
- 補正予算案件 4件
 （一般会計2、特別会計1、企業会計1）
- 報告案件 7件

計 33案件を上程予定

※上記のほか、災害対応特殊小型動力ポンプ付き水槽車の取得に係る案件を追加提案予定

4 条例案件

経済環境部 環境課

《制定》

- 犬山市森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例の制定について
(第2号議案)

【趣旨】

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の規定に基づき毎年譲与される森林環境譲与税を計画的に活用するため、基金を設置するもの。

【内容】

森林環境譲与税を長期的、計画的に森林の整備やその促進に関する施策に要する費用に充てるため、基金を設置する。

基金の用途として、市民の憩いの場となるよう、自然環境を活かした遊歩道等の整備に充当するよう検討を進める。基金の設置により長期的な活用が可能となり、単年の譲与税では対応できない規模の事業についても計画的に実施することができる。

また、観察会や講座等の自然に関する活動について、参加者の満足度をより高めるために、基金を活用し内容の拡充を検討していく。

※その他、今後活用が見込まれる事業（例）

- ・講座等による森林保全のための人材育成
- ・学校等の公共施設への木材製品の導入

※令和元年度から譲与される森林環境譲与税とは、令和6年度から個人住民税に年額1,000円を上乗せして課税される森林環境税を、都道府県（10%）と市町村（90%）へ譲与するものである。

※森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用に充てるため譲与され、譲与額については、私有林人工林面積、林業就業者数、人口の割合により按分し、算出される。

※譲与総額200億円の8割（当初）の160億円が市町村へ

(次ページに続く)

譲与税額＝全市町村の譲与総額(160 億円) × (犬山市人工林【ha】 ×補正率
／全国人工林【ha】 ×5/10) + (犬山市就業者数【人】／全国就業者数【人】
×2/10) + (犬山市人口【人】／全国人口【人】 ×3/10)

(犬山市への譲与基準額)

$16,000,000,000 \times (280 \times 1 / 7,062,420 \times 50\%) + (1 / 63,817 \times 20\%) +$
 $(74,308 / 127,163,582 \times 30\%) = 3,172,189 \approx 3,200,000$ 円

(参考) 令和6年度からの犬山市における森林環境税の想定徴収額

$38,620 \text{人} \times 1,000 \text{円} = 3,862$ 万円

※平成30年度の個人住民税納税義務者数で試算

○ 効果

基金に積み立てることで、長期にわたり森林環境譲与税を活用することが可能
となり、計画的に事業が実施できる

○ その他

・犬山市への譲与基準額 (愛知県による試算 平成31年2月時点)

令和 元年～令和 3年 320万円／年

令和 4年～令和 6年 450万円／年

令和 7年～令和10年 670万円／年

令和11年～令和14年 870万円／年

令和15年～ 1,070万円／年

【施行日】

公布の日

《制定》

○ 犬山市協働のまちづくり基本条例の制定について（第3号議案）

【趣旨】

犬山市のまちづくりに関する基本原則を明らかにし、基本的な事項を定めることにより、市民、議会、行政の協働によるまちづくりを推進し、誰一人取り残されることなく、笑顔があふれ幸せな生活をおくり続けられる「持続可能なまち」を実現するために条例を制定するもの。

【内容】

- ・まちづくりの基本原則、市民、議会、行政の役割などを定める理念条例。
- 現状・課題
 - ・人口減少や少子高齢化の進展、若年世代の流出などによる地域の担い手不足。
 - ・地域課題の解決、まちのにぎわいと活力を生み出すには、すでに活動する人や団体に加えて、様々な市民の取組みが必要である。
- 目的・効果
 - ・犬山市全体でのまちづくりの方向性を定め、市民、議会、行政の協働や、まちづくりに対する市民の意識を変えるきっかけとなる条例である。
- その他
 - ・本年秋ごろを目途に、市民と協働でパンフレットを作成し、普及啓発の活動を実施する。
 - ・来年度からの犬山市協働プラザの設置に伴い、その利用者とともに、市民参加の具体的な手法等を検討し、2年後を目途に「市民活動の支援に関する条例」を改正し、市民参加の詳細等について定める予定。
 - ・県内では18市町、全国では376自治体で同種の条例を制定。

【施行日】

令和元年7月1日

《廃止》

○ 犬山市福祉会館の設置及び管理等に関する条例の廃止について（第4号議案）

【趣旨】

犬山市福祉会館の用途を廃止することに伴い、条例を廃止するもの。

【内容】

犬山市福祉会館は昭和45年10月の供用開始から48年が経過した。

建物は老朽化し、空調や電気設備の老朽化が著しいこと、城下町の景観を阻害していること、観光客の増加により休日には利用しづらくなったことなどから、用途を廃止する。

用途廃止後、建物は解体撤去する。

解体後は、跡地で文化財発掘調査を行い、整備基本計画を策定するとともに史跡犬山城跡として追加指定の申請を行う。

（今後のスケジュール予定）

令和2年度：解体撤去

令和3年～：発掘調査

調査結果をもとに整備基本計画を策定

史跡犬山城跡追加指定の申請

※計画策定後、地域の要望を取り入れながら史跡の価値を
高める施設（2階建て）の早期着工を目指す

【施行日】

令和2年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第5号議案）

【趣旨】

附属機関である「協働のまちづくり基本条例審議会」と「犬山国際観光センター運営委員会」を廃止するため、犬山市附属機関設置条例の一部を改正するもの。

【内容】

「協働のまちづくり基本条例審議会」

協働のまちづくり基本条例審議会は、「市長の諮問に応じ、犬山市協働のまちづくり基本条例で定めるべき事項について審議する」附属機関である。本議会で条例を提出するため、機関として目的を達成し、不要となるため廃止する。

○ 現状・課題

委員の任期は答申の日までとなっており、平成31年2月5日に答申を受けたため、現在委員は不在の状態である。

「犬山国際観光センター運営委員会」

犬山国際観光センターを犬山市民交流センターに用途変更することに伴い、犬山国際観光センター運営委員会を廃止する。

○ 現状・今後の展開

犬山国際観光センター運営委員会は、犬山国際観光センターの有効活用について協議・検討する必要があったことから、平成9年度より「犬山国際観光センター管理運営協議会」として設置され、平成11年度より現在の形となった。

犬山国際観光センターの運営及び事業実施の状況等について報告するとともに、意見を徴することを目的として年2回程度開催されてきた。

今後、犬山市民交流センター開館後は、1階に入居する団体を中心に運営会議を年4回程度開催していく予定。この運営会議は、各団体間の情報交換及びセンターの円滑な運営を目指し意見聴取をする場であるため、附属機関としての設置は行わない。

【施行日】

令和元年7月1日（協働のまちづくり基本条例審議会）

令和2年4月1日（犬山国際観光センター運営委員会）

《一部改正》

○ 犬山市行政財産の目的外使用料条例の一部改正について（第6号議案）

【趣旨】

- ①犬山市福祉会館の用途を廃止することに伴い、同施設の食堂に係る目的外使用料の規定を削除するもの。
- ②犬山国際観光センターの食堂に係る目的外使用料の規定を改正するもの。

【内容】

「犬山市福祉会館」

犬山市福祉会館の用途廃止に伴い、同施設1階の食堂に係る目的外使用料の規定を削るもの。

(参考)

現在の目的外使用料の額

1月につき売り上げの8%。ただし、この額が48,600円に満たないときは48,600円。

「犬山市民交流センター」

「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、目的外使用料の額を改定するもの。

	変更前	変更後
区分	犬山国際観光センター食堂	犬山市民交流センター食堂
使用料	1月 298,830円	1月 239,060円

算出方法：1㎡あたりの（建物の価値＋土地の価値）×区画面積

\downarrow \downarrow
 建物の減価償却費 固定資産税課税標準額×0.045

※ 過去に、現行の使用料の額で入居者の募集をし、出店者を決定したものの、経営困難なため退店となった。そこで、半額を徴収する条件で再募集をし、現在の入居者が決定している。

【施行日】 令和2年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市税条例等の一部改正について（第7号議案）

【趣旨】

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正等に伴い、犬山市税条例等の一部を改正するもの

【内容】

主な改正事項は次のとおり。

①軽自動車税環境性能割の臨時的軽減

（附則第15条の2関連）

消費税率10%への引上げに合わせ、軽自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減するもの。

区 分	標準税率	臨時的税率
電気自動車、天然ガス車 等	非課税	非課税
2020年度燃費基準達成車	1.0%	非課税
上記以外	2.0%	1.0%

【影響額等】

令和元年度における減収想定額：約55万円

（想定対象車両数：約120台）

※軽減措置による減収分は、地方特例交付金により全額国費で補てん

②軽自動車税種別割に係る特例税率の規定の整備

（附則第16条関連）

令和元年度限りとしていた特例税率の適用について、再規定等するもの。

(1) 自家用乗用車

ア 令和2年度以降も重課税率の適用を継続

※重課税率…新規検査を受けてから13年を経過した軽四輪車等の税率を概ね20%上乘せ

10,800円（標準税率）→12,900円

（次ページに続く）

イ 令和2年度及び令和3年度について、現行のグリーン化特例（軽課税率）の適用を2年延長

※軽課税率…新規検査を受けた軽四輪車等の初年度の税率を燃費性能に応じて軽減

10,800円（標準税率）→2,700円～8,100円

ウ 令和4年度及び令和5年度は、グリーン化特例の対象を電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のみ限定

(2) 自家用乗用車以外の軽自動車

令和2年度及び令和3年度について、現行のグリーン化特例の適用を2年延長

【影響額等】

(1)ウにより、令和4年度以降に影響が発生（その他は、現行の特例措置の2年延長等のため）し、令和4年度における増収想定額：約270万円（想定対象車両数：約750台）

③子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

（第26条、第34条の2、第34条の3の2、第34条の3の3関連）

婚姻によらない子を扶養しているひとり親の前年合計所得金額が135万円以下で次の条件を満たす場合に、令和3年度以後の市民税を非課税とするもの。

(1) ひとり親として児童扶養手当の支給を受けていること。

(2) 子の前年合計所得金額が48万円以下であること。

【影響額等】

令和3年度における減収想定額：約500万円

（想定対象人数：約90名）

④その他、元号の表記等について併せて改正するもの。

【施行日】

公布の日

ただし、①並びに②(1)ア、イ及び(2)…令和元年10月1日施行

②(1)ウ …令和3年4月1日施行

③…令和2年1月1日及び令和3年1月1日施行

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第8号議案）

【趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に定める手数料の標準額の見直しに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

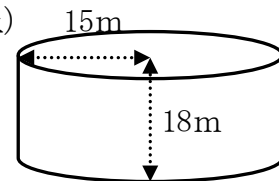
消費税率の引上げ（8%→10%）に伴い、手数料の標準が改定されたため、次のとおり手数料の額を改正するもの。

区 分	危険物の貯蔵最大数量	現行	改定後
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料	10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満	1,580,000円	1,590,000円
	50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満	1,940,000円	1,950,000円
	100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満	2,260,000円	2,270,000円

○用語の説明

- ・特定屋外タンク貯蔵所・・・1,000 kℓ以上の屋外タンク貯蔵所
(ドラム缶に換算して5,000本以上)

(特定屋外タンク 10,000 kℓ)



- ・浮き屋根式・・・屋根が貯蔵物液面に浮いており、液面とともに上下するタンク
- ・浮き蓋付式・・・固定屋根式の屋外貯蔵タンクに揮発性が高い危険物（ガソリン等）を貯蔵する際、その揮発を抑えるために、タンク内に浮き蓋を設けているタンク

※当市で今回の改定により該当する事業者はない。

【施行日】

令和元年10月1日

《一部改正》

- 犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第9号議案)

【趣旨】

犬山市中央児童館の用途を廃止することに伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

児童厚生施設の設置場所から、犬山市中央児童館を削除する。

- 対応

中央児童館で実施する主な事業には、①「児童クラブ」、②「子育て広場ぽんぽこ」があるが、中央児童館廃止に伴い、以下のとおり対応する。

- ・①「児童クラブ」は、実施場所を犬山北小学校に移して継続実施する。
- ・②「子育て広場ぽんぽこ」は、犬山地区の他の児童センター（犬山西、犬山南）で実施する同事業で補完する。
- ・児童厚生施設の機能についても、犬山地区の児童センターで補完する。

【施行日】

令和2年4月1日

《一部改正》

- 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第10号議案）

【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿となる連携施設の確保が困難なときは確保を不要とし、利用定員20人以上の企業主導型保育事業等の認可外保育施設等を、連携協力を行う者として確保することとする。

②定員20人以上で満3歳以上の児童を受け入れる事業所内保育事業所のうち市長が認めるものについては、卒園後の受け皿である連携施設の確保を不要とする。

③家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年（令和元年度まで）から10年（令和6年度まで）に改める。

※当市において、現在対象となる施設はない。

【用語の説明】

・家庭的保育事業者等

市町村の認可による事業で、児童福祉法に位置付けられたもので、原則3歳未満の子どもを保育する事業。家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業類型がある。

・連携施設

適正な保育と、卒園後も継続的に保育や教育が提供されるように、連携施設として保育所、幼稚園又は認定子ども園を確保しなければならない。

連携施設の役割…①保育の支援、②代替保育、③卒園後の受け皿の確保

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第11号議案)

【趣旨】

犬山市福祉会館の用途を廃止することに伴い、犬山市長寿館を廃止するため条例の一部を改正するもの。

【内容】

犬山市福祉会館の用途を廃止することに伴い、犬山市長寿館を廃止する。

【施行日】

令和2年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（第12号議案）

【趣旨】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

○ 経緯

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、経済情勢の変化による市中金利の低下を受け、市町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正を行うべきとの提案がなされたことに伴うもの。

○ 制度概要

災害援護資金とは、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するための貸付制度。

- ・災害要件 県内で災害救助法が適用された自治体がある災害
- ・支給額 1世帯あたり限度額350万円(被害程度で変動)

○ 改正内容

- ①保証人なしでの貸付けを認める。
- ②災害援護資金の貸付けに係る措置期間経過後の利率を次のように改める。

【現行】	年3パーセント
【改正後】保証人あり	無利子
保証人なし	年1パーセント
- ③災害援護資金の償還方法に月賦償還を加える。

○ 現状

これまで災害援護資金の利用実績はない。

【施行日】

公布の日（平成31年4月1日以後に生じた災害に適用）

《一部改正》

○ 犬山市介護保険条例の一部改正について（第13号議案）

【趣旨】

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

消費税率10%への引上げに伴う介護保険法施行令の改正により、低所得者（第1段階～第3段階）の介護保険料を国・県・市の負担で軽減する。

（負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）

【用語の説明】

第1段階 ・ 老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯

・ 生活保護受給者

・ 市町村民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下

第2段階 ・ 市町村民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下

第3段階 ・ 市町村民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える

○ 現状・課題

現在の軽減対象者は第1段階のみである。

令和元年度 軽減試算額

（単位：円）

所得段階	保険料 (軽減前)	保険料 (軽減後)	軽減額	人数(人)	保険料軽減分
第1段階	28,600	21,500	7,100	2,400	17,040,000
第2段階	37,300	30,100	7,200	1,200	8,640,000
第3段階	43,000	41,600	1,400	1,100	1,540,000
合計	-	-	-	4,700	27,220,000

※市の負担：27,220,000円×1/4=6,805,000円

【施行日】

公布の日（令和元年度以後の保険料に適用）

《一部改正》

○ 犬山市市民活動の支援に関する条例の一部改正について（第14号議案）

【趣旨】

支援の拠点の名称及び設置場所を変更するとともに、支援の対象を拡大するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

	変更前	変更後
名称	市民活動支援センター	協働プラザ
設置場所	犬山市大字犬山字北古券甲98番地の1	犬山市松本町四丁目21番地

- ・協働プラザにおける事業として、従来の市民活動の促進に加え、社会的活動であるボランティア活動、町内会やコミュニティ組織の行う地域活動などにも広く対象を拡大して支援していく。

○目的・効果

- ・支援の拠点を市民や様々な団体が幅広く利用する犬山市民交流センターの開館に合わせて移転し、市民と様々な団体との連携及び協働の機会を創出し、社会的活動の促進を図る。

○その他

- ・協働プラザの運営主体については、公募によるプロポーザル方式で令和2年1月に決定する予定。
- ・市民活動支援センター移転後の大手門まちづくり拠点施設は、購入・改修に国庫補助金を活用しているため、国との協議を行いながら、耐震性不足の問題も解決できるよう、本年中を目途に民間活用を含めて活用方法を決定する予定。

【施行日】

令和2年4月1日

《一部改正》

- 犬山国際観光センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第15号議案)

【趣旨】

犬山国際観光センターを、世代や分野を超えた市民交流と協働の拠点「犬山市民交流センター」としてリニューアルするため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

	変更前	変更後
名称	犬山国際観光センター	犬山市民交流センター
目的	地域における国際観光の振興と国際交流を促進し、市民の福祉と健康の増進を図るため	世代及び分野を超えた市民交流を促進し、協働のまちづくりを推進するとともに、市民の福祉及び健康の増進を図るため
休館日	第2、第4月曜日及び12月28日から翌年1月3日まで	第2、第4月曜日（2階以上のみ（フィットネス施設含む））及び12月28日から翌年1月3日まで
開館時間	午前9時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
使用料等	「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」に基づき算出。 使用料の額は、別紙1のとおり。 算出方法：1㎡あたりの維持管理費（直近3か年平均）×区画面積	

〈新設〉

市民活動支援や協働推進の拠点として「協働プラザ」を設置。

〈効果〉

福祉会館が担ってきた機能を当施設へ移管し、多機能化を図るとともに市民交流の促進を図る。

〈備考〉

施設の改修概要は別紙2のとおり

【施行日】 令和2年4月1日

犬山市民交流センター使用料一覧

別紙1

○犬山市民交流センター使用料の増減

部屋名(現行)	部屋名(改正後)	面積	利用区分					
			午前(9:00~12:00)3時間			午後(12:30~17:00)4.5時間		
			現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
フロイデホール	フロイデホール	340 m ²	9,530	7,620	-1,910	15,930	12,740	-3,190
特別会議室	401会議室	50→61 m ²	1,350	1,150	-200	2,200	1,760	-440
会議室1	301会議室	139 m ²	2,930	2,630	-300	4,920	3,950	-970
会議室2	302会議室	60 m ²	1,250	1,130	-120	2,080	1,700	-380
会議室3	303会議室	62 m ²	1,250	1,170	-80	2,080	1,760	-320
円卓会議室	多目的室	90 m ²	2,930	2,340	-590	4,920	3,930	-990
多目的研修室1	201会議室	101 m ²	2,400	1,910	-490	3,980	3,180	-800
多目的研修室2	202会議室	101 m ²	2,400	1,910	-490	3,980	3,180	-800
-	203会議室	56 m ²	-	1,060	-	-	1,590	-
研修室1	204会議室	62 m ²	1,250	1,170	-80	2,080	1,760	-320
研修室2	205会議室	55 m ²	1,250	1,040	-210	2,080	1,660	-420
和室	和室	45 m ²	1,350	1,080	-270	2,300	1,840	-460
茶室	茶室	18 m ²	410	340	-70	730	580	-150
控室1	4階控室	9 m ²	200	170	-30	410	320	-90
控室2	2階控室	11 m ²	200	200	0	410	320	-90

部屋名(現行)	部屋名(改正後)	面積	利用区分					
			夜間(17:30~21:30)4時間			午前・午後(9:00~17:00)8時間		
			現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
フロイデホール	フロイデホール	340 m ²	14,350	11,480	-2,870	23,370	18,690	-4,680
特別会議室	401会議室	50→61 m ²	1,980	1,580	-400	3,250	3,080	-170
会議室1	301会議室	139 m ²	4,400	3,510	-890	7,230	7,030	-200
会議室2	302会議室	60 m ²	1,880	1,510	-370	3,030	3,030	0
会議室3	303会議室	62 m ²	1,880	1,560	-320	3,030	3,130	100
円卓会議室	多目的室	90 m ²	4,400	3,520	-880	7,230	5,780	-1,450
多目的研修室1	201会議室	101 m ²	3,660	2,920	-740	5,860	5,110	-750
多目的研修室2	202会議室	101 m ²	3,660	2,920	-740	5,860	5,110	-750
-	203会議室	56 m ²	-	1,410	-	-	2,830	-
研修室1	204会議室	62 m ²	1,880	1,560	-320	3,030	3,130	100
研修室2	205会議室	55 m ²	1,880	1,500	-380	3,030	2,780	-250
和室	和室	45 m ²	2,080	1,660	-420	3,350	2,680	-670
茶室	茶室	18 m ²	620	490	-130	1,030	910	-120
控室1	4階控室	9 m ²	410	320	-90	620	490	-130
控室2	2階控室	11 m ²	410	320	-90	620	550	-70

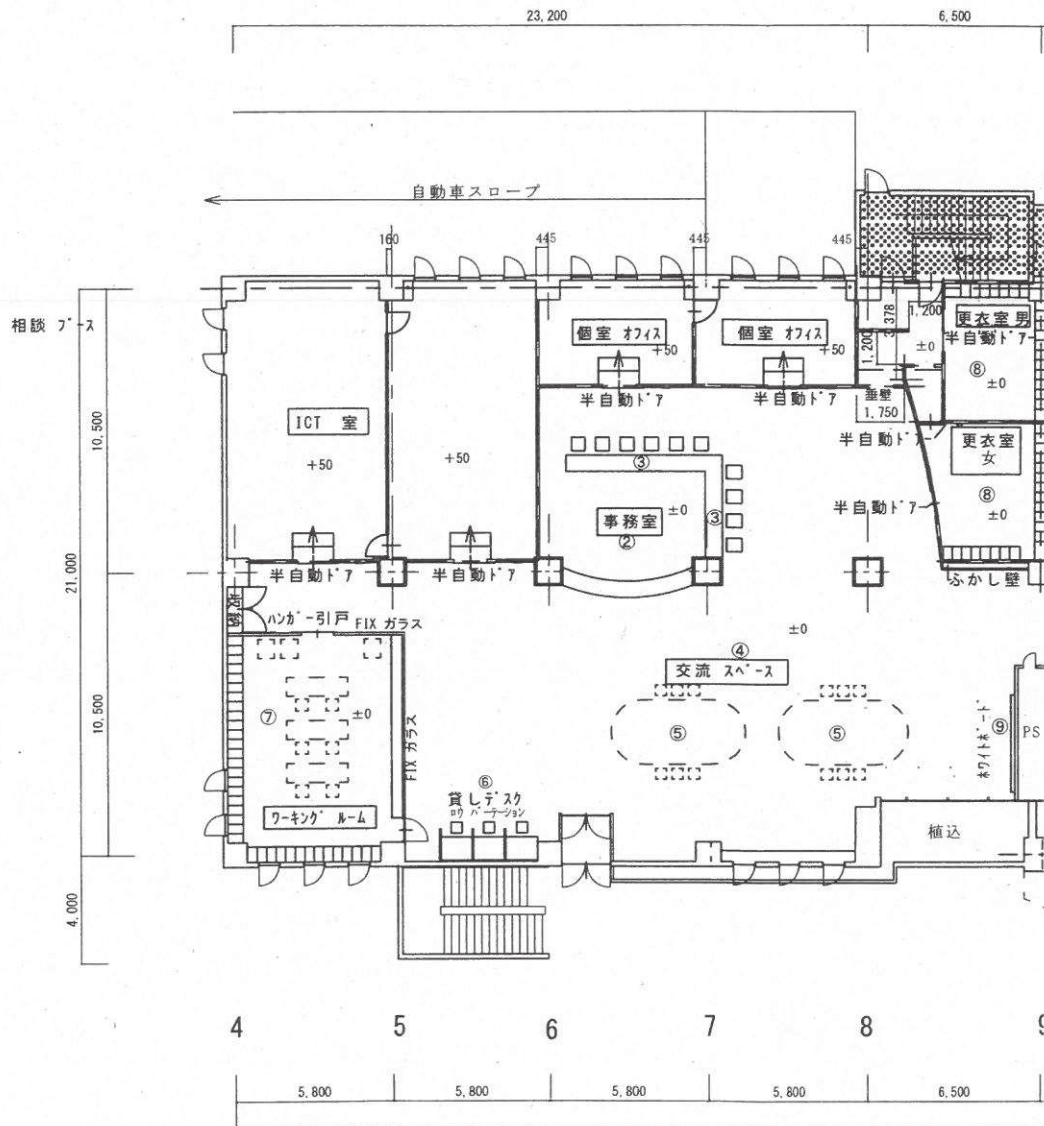
部屋名(現行)	部屋名(改正後)	面積	利用区分					
			午後・夜間(12:30~21:30)9時間			全日(9:00~21:30)12.5時間		
			現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
フロイデホール	フロイデホール	340 m ²	27,780	22,220	-5,560	33,230	26,900	-6,330
特別会議室	401会議室	50→61 m ²	3,870	3,470	-400	4,600	4,820	220
会議室1	301会議室	139 m ²	8,580	7,910	-670	10,270	10,990	720
会議室2	302会議室	60 m ²	3,550	3,410	-140	4,400	4,740	340
会議室3	303会議室	62 m ²	3,550	3,530	-20	4,400	4,900	500
円卓会議室	多目的室	90 m ²	8,580	6,860	-1,720	10,270	8,210	-2,060
多目的研修室1	201会議室	101 m ²	7,020	5,750	-1,270	8,380	7,990	-390
多目的研修室2	202会議室	101 m ²	7,020	5,750	-1,270	8,380	7,990	-390
-	203会議室	56 m ²	-	3,190	-	-	4,430	-
研修室1	204会議室	62 m ²	3,550	3,530	-20	4,400	4,900	500
研修室2	205会議室	55 m ²	3,550	3,130	-420	4,400	4,350	-50
和室	和室	45 m ²	3,980	3,180	-800	4,810	3,840	-970
茶室	茶室	18 m ²	1,250	1,020	-230	1,560	1,420	-140
控室1	4階控室	9 m ²	730	580	-150	930	740	-190
控室2	2階控室	11 m ²	730	620	-110	930	870	-60

※特別会議室は改修によってクロークを撤去し、会議室面積が増加した。

※203会議室は現行の休憩コーナーを新たに会議室に改修したものの。

○新規設置施設の使用料

区分	面積	1月使用料
協働プラザ 貸しオフィス	23 m ²	19,700



- その他のフロアの主な改修
- 4階 特別会議室を通常の会議室へ(クロークは撤去)
 - 3階 円卓会議室を防音化し、多目的室へ
 - 2階 休憩、喫煙コーナーを通常の会議室へ(1部屋増)

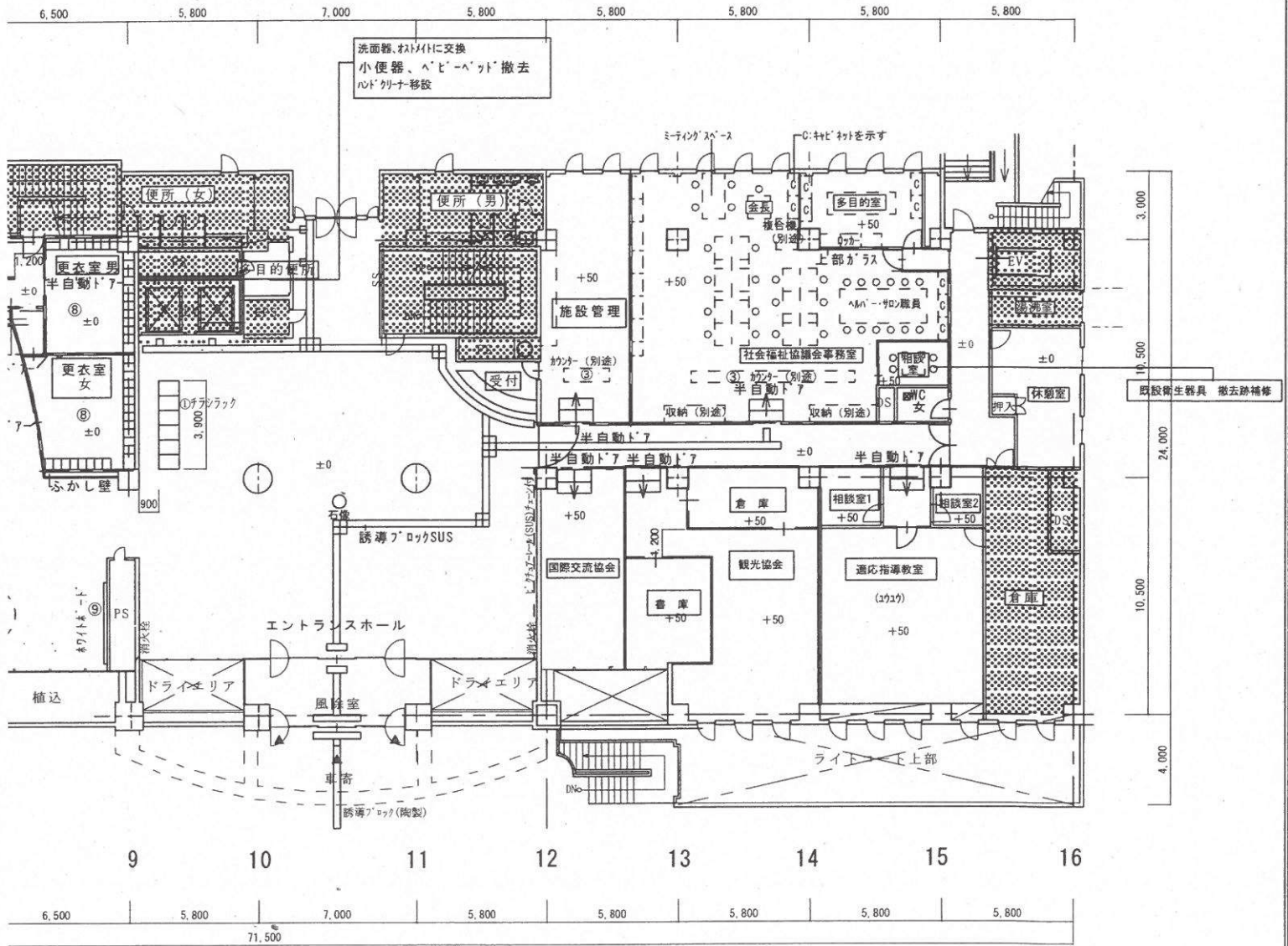
凡 例

基本機能(地震安全課)

交流・ラウンジスペース

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ① 情報掲示壁(チラシ・ポスター掲示) | ⑥ 貸しデスク(コンセント、wifi) |
| ② 事務室 | ⑦ 作業スペース 印刷機器(複合機、など) |
| ③ 相談カウンター | ⑧ フォーム用更衣室 |
| ④ 交流スペース | ⑨ ホワイトボード壁(WSガラス) |
| ⑤ 打合せスペース | |

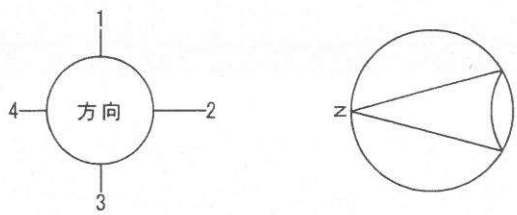
観光協会、国際交流協会、通訳指導教室
(ゆうゆう)壁区画設置
応接室、更衣室、職員用便所 撤去
施設管理新設間仕切設置
社会福祉協会(相談室、多目的室間仕切
休憩室 改修



改修後1階平面図 S-1/200

交流協会、通応指導教室
)壁区画設置
職員用便所 撤去
仕切設置
相談室、多目的室間仕切)設置

工事対象範囲外



土屋建築設計事務所
Tsuchiya Architecture Office

愛知県犬山市大字上野字清水527-4 TEL 0568-61-3889 FAX 0568-62-5217

犬山国際観光センター改修工事 設計図

Date	Scale	改修後	No.
H31.2.28	1/200	1階平面図	A-20

一級建築士(大臣)登録60385号
土屋 忠夫

《一部改正》

- 犬山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第16号議案）
- 犬山市下水道条例の一部改正について（第20号議案）
- 犬山市水道事業給水条例の一部改正について（第21号議案）

【趣旨】

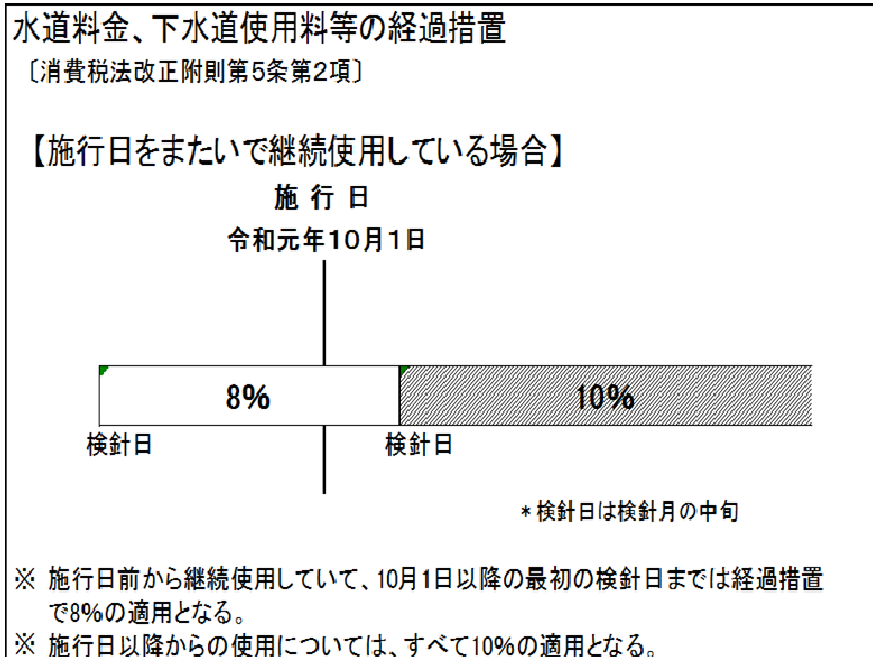
消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

消費税率の引上げ（8%→10%）に伴い、①水道の使用者から徴収する水道料金及び給水装置の新設、増設工事の申込者から徴収する分担金、②公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用者から徴収する使用料 について、算出した額に乗ずる率を「100分の108」から「100分の110」に改める。

- その他

経過措置について



【施行日】

令和元年10月1日

《一部改正》

- 犬山市道路占用料条例の一部改正について（第17号議案）
- 犬山市準用河川占用料条例の一部改正について（第18号議案）
- 犬山市法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について（第19号議案）

【趣旨】

消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

消費税率の引上げ（8%→10%）に伴い、条例の一部を改正するもの。

「道路占用料」

消費税の課税対象となる占用期間が1月未満のものに係る占用料が改定の対象となる。その他、字句の修正等、所要の改正を行う。

- 歳入への影響額

該当する申請が少ないことから、影響額は極めて少ないと想定される。

（平成30年度実績 4件）

「準用河川占用料」

消費税の課税対象となる許可期間が1月未満のものに係る占用料と土石採取料が改定の対象となる。

- 歳入への影響額

該当する申請が少ないことから、影響額は極めて少ないと想定される。

（平成30年度実績 0件）

「法定外公共用物の管理」

消費税の課税対象となる許可期間が1月未満のものに係る占用料と採取料が改定の対象となる。

- 歳入への影響額

該当する申請が少ないことから、影響額は極めて少ないと想定される。

（平成30年度実績 1件）

【施行日】

令和元年10月1日

※犬山市道路占用料条例のうち字句修正等については公布の日

《一部改正》

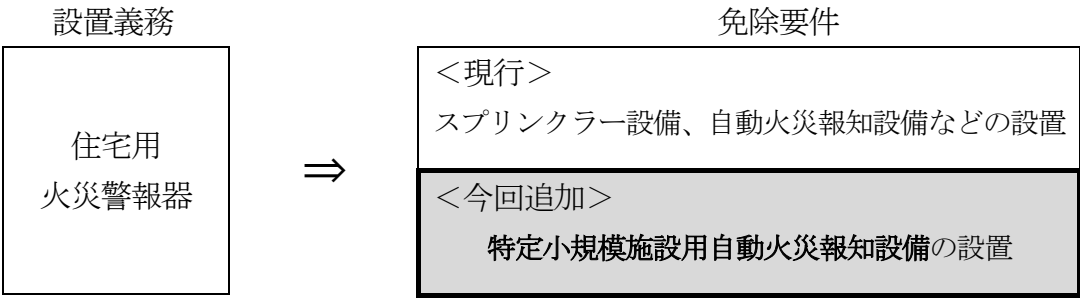
○ 犬山市火災予防条例の一部改正について（第22号議案）

【趣旨】

住宅用火災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年省令第138号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

住宅用火災警報器を設置しなければならない住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合、住宅用火災警報器の設置を免除できるものとする。



【用語の説明】

- ・特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）
消防法に規定する自動火災報知設備の設置義務があるカラオケボックス、ホテル旅館、病院、老人福祉施設などに利用される建物で、延床面積が300㎡未満の施設に対して、自動火災報知設備に替えて設置することができる消防用設備等
※特小自火報は、住宅用火災警報器の同等以上の機能を有している。

○ 現状・課題

- ・住宅の部分に自動火災報知設備を設置した場合の住宅用火災警報器設置の免除については規定しているが、特小自火報を設置した場合の設置免除の規定がないため、住宅用火災警報器等も重複して設置しなければならない。

○ その他

- ・その他元号の表記等所要の改正を行う。

【施行日】

公布の日

◎ 人 事

経営部 総務課

《公平委員会委員》

○ 犬山市公平委員会委員の選任について（第23号議案）

【趣旨】

公平委員会委員「眞野 健二（まの けんじ）」氏の任期満了に伴い、後任者を選任するにあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

令和元年7月4日任期満了に伴う後任者

氏 名 眞野 健二（まの けんじ） （再任）

生年月日 ■

任 期 4年間

6 令和元年度6月補正予算について

一般会計補正予算（第3号）楽田小学校プール改修設計委託費と子ども未来園2園の耐震設計委託費については開会日での議決を予定

① 一般会計補正予算（第3号）分

○予算規模

総予算（企業会計を含む）

546万円を増額補正

補正後予算額 → 448億1,929万8千円

（補正前予算と比較して0.01%の増）

一般会計

546万円を増額補正

補正後予算額 → 257億1,672万9千円

（補正前予算と比較して0.02%の増）

令和元年6月定例会 会計別補正予算額一覧表

一般会計補正予算（第3号）分

（単位：千円）

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
一般会計	25,652,109	25,711,269	5,460	25,716,729
特別会計	国民健康保険特別会計	7,110,910	7,110,910	7,110,910
	犬山城費特別会計	263,101	263,101	263,101
	木曾川うかい事業費特別会計	71,604	71,604	71,604
	介護保険特別会計	5,560,194	5,560,194	5,560,194
	後期高齢者医療特別会計	1,202,331	1,202,331	1,202,331
小計	14,208,140	14,208,140		14,208,140
企業会計	水道事業会計	1,795,334	1,795,334	1,795,334
	下水道事業会計	3,099,095	3,099,095	3,099,095
小計	4,894,429	4,894,429		4,894,429
合計	44,754,678	44,813,838	5,460	44,819,298

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 一般会計補正予算（第3号）に計上した事業

教育部 学校教育課

《一般会計》

○ 楽田小学校プール耐震補強改修（楽田小学校整備）

補正予算要求額 359万7千円

【要求理由と事業内容】

昭和42年竣工の楽田小学校のプールは、市内で一番古く、水漏れ等老朽化が進んでいる。

当初、楽田小学校の整備計画では、令和3年度に工事施工を予定していたが、平成31年4月に国の平成31年度一般会計当初予算で学校施設環境改善交付金の内示を受けたことから、令和3年度の予定を移行して実施するもの。

事業内容（構造・規模）

- ・既存高学年用プール【長さ25.0m×幅12.5m×水深1.0m】
コンクリート製をステンレス製に置換し、幅7.5m分を水深1.0mから1.1mの高学年用プールに、幅5.0m分を水深0.6mから0.75mの低学年用プールとし、一体型とする。（高学年用プールと低学年用プールの間に柵を設置）
- ・既存低学年用プール【長さ15.0m×幅4.8m×水深0.6m】
コンクリート製の補助プールの廃止
- ・あわせて珪藻土ろ過器の更新、配管等の耐震補強改修、プールサイドの改修、監視倉庫の新設、フェンスの更新

【課題・現状】

令和元年度末までに改修工事を実施するため、実施設計業務委託を8月までに実施する。

【目的・効果】

市内小中学校で1番古いプールであり、50年を経過して、老朽化による水漏れなどの不良が発生しているため、施設を更新する。

あわせて耐震補強改修することで、災害時にもプール水が利用できるようにする。

（次ページに続く）

【概略スケジュール】

～ 令和元年 8 月 実施設計
令和元年 9 月【9 月議会】 工事請負費、監理委託料予算計上
令和元年 9 月 工事入札及び契約
令和元年 10 月 ～ 令和 2 年 3 月 プール耐震補強改修工事施工

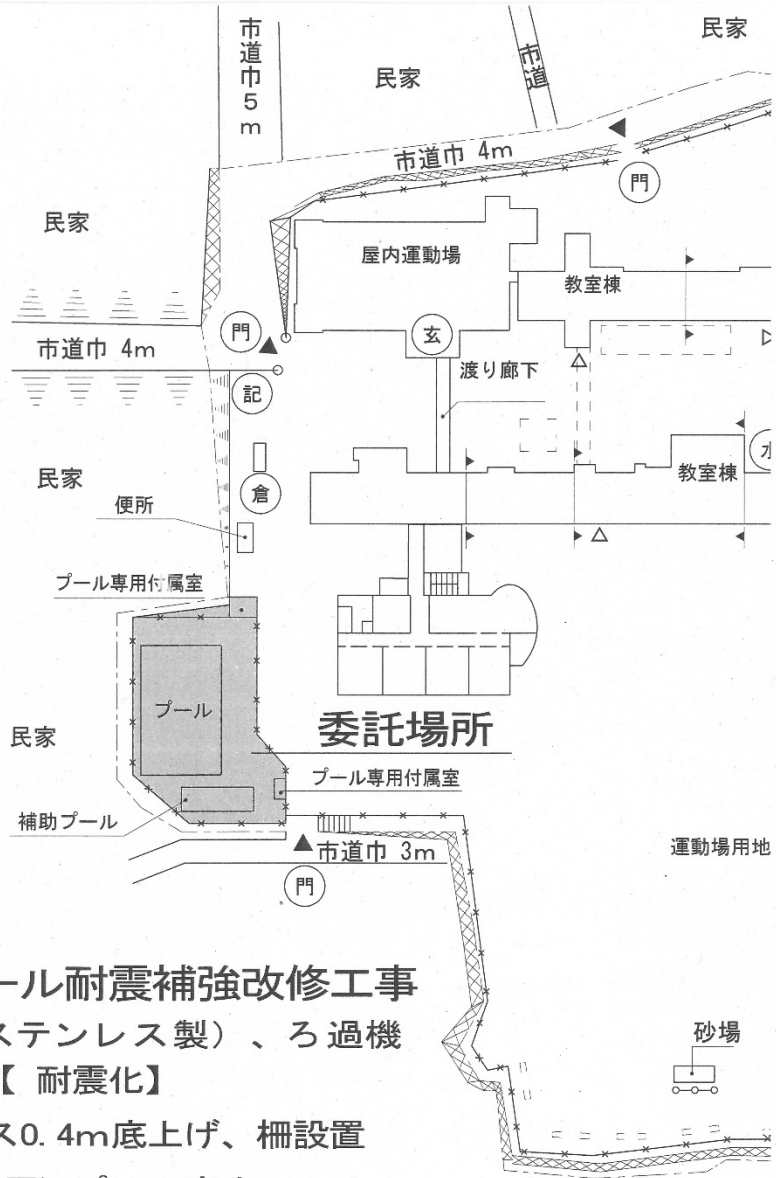
【要求額の積算内容】

実施設計委託料（楽田小学校プール耐震補強改修工事） 3,596,400 円

※参考（交付金申請時の概算費用及び内示額）

プール改修工事概算費用	74,526,000 円
うち耐震補強改修工事概算費用	45,371,000 円
学校施設環境改善交付金内示額（耐震補強改修工事概算費用の 1/3）	15,123,000 円

（次ページに図面あり）



楽田小学校プール耐震補強改修工事

- ① プール槽（ステンレス製）、ろ過機
・配管の更新【耐震化】
- ② プール2コース0.4m底上げ、柵設置
- ③ 補助（低学年用）プール廃止
- ④ プールサイド改修、監視倉庫設置

《一般会計》

○ 羽黒北子ども未来園・城東第2子ども未来園耐震改修（保育所当繕）

補正予算要求額 186万3千円

【要求理由と事業内容】

耐震診断未実施であった上記2園については、4月25日より耐震診断業務委託を実施しているところだが、現場確認により、耐震改修工事が必要であることが判明したことから、早急に耐震改修工事实施に向け実施設計委託業務を行う必要がある。

＜事業内容＞

- ・耐震改修工事及び付帯する内外装、設備などの復旧工事に関する設計業務
- ・対象建物概要

施設の名称	構造	建築年月	延べ床面積
羽黒北子ども未来園	軽量鉄骨造平屋建	S46.3	946.78 m ²
城東第2子ども未来園	鉄骨造平屋建	S49.3	938.95 m ²

※羽黒北子ども未来園は、本年度当初予算で計上済の給水管取替工事分を含む

【課題・現状】

子ども未来園は、常時「乳児」、「幼児」を預かり保育を実施する施設であることから、耐震改修工事の年度内完了を目指し、早急に、耐震改修工事实施に向けた設計委託料を予算化し対応するものである。

【目的・効果】

子ども達が、子ども未来園で、安心・安全に園生活を送ることができることを目的とし早急に対応するものである。

【今後のスケジュール】

- ・6月補正（第3号）予算議決後、入札及び契約
- ・耐震改修工事事業費予算計上・・・9月定例会にて計上予定
（本年度中の工事完了を目指す）
- ・保護者への周知

耐震診断結果及び耐震改修工事が必要となった旨のお知らせ・・・5月末

【要求額の積算内容】

〈歳出〉 実施設計委託料 1,863,000 円

(内訳) 羽黒北子ども未来園 953,000 円

城東第2子ども未来園 910,000 円

〈歳入〉 社会資本整備総合交付金 1,300,000 円 (国庫補助金：補助率 1/3)

(内訳) 実施設計 600,000 円 (1,863,000 円*1/3)

耐震診断 700,000 円 (2,310,000 円*1/3)

※4月臨時会にて予算計上した「耐震診断業務委託料」に対する国庫補助金
相当額

② 一般会計補正予算（第3号）を除く補正予算分

○予算規模

総予算（企業会計を含む）

3億4,890万3千円を増額補正

補正後予算額 → 451億6,820万1千円

（補正前予算と比較して0.78%の増）

一般会計

3億4,890万3千円を増額補正

補正後予算額 → 260億6,563万2千円

（補正前予算と比較して1.36%の増）

特別会計

予算の組み換えのため増減なし

補正後予算額 → 142億814万円

企業会計

予算の組み換えのため増減なし

補正後予算額 → 48億9,442万9千円

令和元年6月定例会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額	
一般会計	25,652,109	25,716,729	348,903	26,065,632	
特別会計	国民健康保険特別会計	7,110,910	7,110,910	7,110,910	
	犬山城費特別会計	263,101	263,101	263,101	
	木曾川うかい事業費特別会計	71,604	71,604	71,604	
	介護保険特別会計	5,560,194	5,560,194	0	5,560,194
	後期高齢者医療特別会計	1,202,331	1,202,331		1,202,331
	小計	14,208,140	14,208,140	0	14,208,140
企業会計	水道事業会計	1,795,334	1,795,334	1,795,334	
	下水道事業会計	3,099,095	3,099,095	0	3,099,095
	小計	4,894,429	4,894,429	0	4,894,429
合計	44,754,678	44,819,298	348,903	45,168,201	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 補正予算に計上した主な事業

経営部 経営改善課

《一般会計》

○ 未利用地売却（公有財産マネジメント）

補正予算要求額 2億885万3千円

【要求理由と事業内容】

平成28年度より、市が所有する未利用地の売却手段として、ヤフー株式会社が運営する「インターネット公有財産売却システム」を利用している。下記の〔物件1〕については、財源確保の観点から新たな売却対象と位置付け、インターネット公有財産売却システムを活用した売払い手続きに係る費用を確保する。

〔物件1〕普通財産：犬山市大字犬山字寺下312番

地目：宅地、地積：102.40㎡、市街化区域

売払見込額（想定鑑定評価額）：7,936,000円

また、その売払（見込）収入を「犬山市公共施設等管理基金」に積み立てると同時に、平成30年度に売却した公有財産（土地、〔物件2〕）の売払収入も併せて積み立てる。

〔物件2〕と畜場跡地：犬山市大字羽黒字下堂前17番2

地積：4,219.02㎡、

売払代金（平成31年3月28日入金完了）：200,500,000円

【課題・現状】

〔物件1〕は、特定の用途に供されることなく、市が草刈・剪定等維持管理を行っている未利用地であるが、小面積ながらも市街化区域に位置している。また、平成30年11月から平成31年1月にかけて当課が実施した「市有財産に関するサウンディング型市場性調査」において、調査対象物件として民間事業者からの意見・提案を募集したが、本物件に関する提案はなかった。これらを踏まえ、本物件については、積極的な売却を進めることでその経済的価値を発揮させることとする。

【目的・効果】

入札情報を全国規模で広く周知することにより、不調を可能な限り抑制し、積極的に未利用地の売却を進めることにより、さらなる財源確保を図る。（次ページに続く）

【概略スケジュール】

令和元年度 ヤフー官公庁オークション（第5回）

令和元年

8月16日(金)～9月6日(金)：インターネット公有財産売却システム利用申込

10月23日(水)～11月8日(金)：入札参加申込受付

11月25日(月)～12月2日(月)：入札期間（12月4日(水)17：00 入札確定）

12月20日(金)：契約締結期限

令和2年

1月17日(金)：売買代金納付期限 →以降、ヤフー株式会社へ利用料金支払い

※ 入札が不調となった場合は、継続して第6回の官公庁オークションにかけるものとする。

【その他必要事項】

システム利用料については、売買が成立した場合のみ発生する。

【要求額の積算内容】

歳出 208,853,000円

・鑑定委託料：156,600円 [物件1] 税込8%、7月発注・8月完了予定

・公有財産オークションシステム利用料（売買が成立した場合のみ）：260,888円

[物件1] 7,936,000円（想定鑑定評価額）×3%（利用料）×10%（税）

=261,888円

261,888円－1,000円（既決予算）=260,888円（補正予算要求額）

※ オークションという性質上、システム利用料（落札価格に連動）は増額となる可能性があり、この場合は予備費の充用で対応する予定。

・公共施設等管理基金積立金：208,435,000円

[物件1] 7,936,000円+ [物件2] 200,500,000円（売払代金、平成31年3月28日入金）－1,000円（既決予算）=208,435,000円（補正予算要求額）

歳入 不動産売払収入：7,935,000円

7,936,000円－1,000円（既決予算）=7,935,000円（補正予算要求額）

（次ページに図面あり）

2.1.3 未利用地売却



《一般会計》

○ 障害者自立支援給付支払等システム事業（障害者福祉事務）

補正予算要求額 214万5千円

【要求理由と事業内容】

幼児教育・保育無償化等の国の法改正に伴い、令和元年10月より

①就学前の障害児の発達支援の無償化

②消費税改定に伴う障害福祉サービスの報酬改定、処遇改善

の実施にあたり、障害福祉サービス等給付費の支給管理を行う障害者自立支援給付支払等システムの改修が必要となるため、改修委託料として予算計上するもの。

【課題・現状】

障害福祉サービス等の支給決定や、給付費の支給管理・審査支払を行うシステムであり、改修をしなければ障害者のサービス支給決定ができず、障害者が障害福祉サービスの利用をすることができなくなる。

【目的・効果】

障害者へ安定したサービス提供をすることができ、障害者のくらしを守ることができる。

【概略スケジュール】

令和元年10月までに、法改正に即した内容にシステムを改修する。

【要求額の積算内容】

<歳出>障害者自立支援給付支払等システム改修委託料

①就学前の障害児の発達支援の無償化への対応に伴う改修 1,716,000円

②消費税改定に伴う報酬改定、処遇改善への対応に伴う改修 429,000円

計 2,145,000円

<歳入>障害者総合支援事業費国庫補助金(障害者自立支援給付支払等システム事業)

①の改修費 1,716,000円 × 10/10 = 1,716,000円

②の改修費 429,000円 × 1/2 = 214,500円

計 1,930,500円

《一般会計》

風しんの追加的対策（予防接種）

補正予算要求額 186万6千円

【要求理由と事業内容】

平成30年12月に、厚生労働省より風しんに関する追加的対策の骨子が示され当初予算に関連事業費を計上した。その後事業の詳細な実施方法が示され、全国の医療機関等で抗体検査と予防接種が受けられるようにするため、全国知事会と日本医師会で集合契約が締結された。その中で費用の請求・支払いについては国保連が代行することになり、事務手数料は1件300円とされたため、手数料として予算計上するもの。

【課題・現状】

事業の対象を昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性とし、令和4年3月までの3年間で段階的にクーポン券を発送していく。

【目的・効果】

公的な予防接種の機会がなかった抗体保有率の低い世代の男性に抗体検査、予防接種を行うことで、風しんの発生及びまん延を予防する。

【概略スケジュール】

令和元年5月末頃 今年度はS47.4.2～S54.4.1生の男性にクーポン券を発送
令和元年6月頃～ 医療機関等で抗体検査及び予防接種の実施
令和元年8月～ 国保連に抗体検査・予防接種の費用、事務手数料の支払い

【要求額の積算内容】

歳出 役務費 手数料 1,866,000円

① 風しん抗体検査国保連事務手数料（国庫補助対象）

抗体検査対象者4,300人のうち85%（3,660人）が抗体検査を実施
300円×3,660人＝1,098,000円

② 風しん第5期予防接種国保連事務手数料（国庫補助対象外）

抗体検査実施者のうち、70%（2,560人）が予防接種を実施
300円×2,560人＝768,000円

①＋②＝1,866,000円

歳入 感染症予防事業費等国庫補助金 549,000円（補助率1/2）

風しん抗体検査国保連事務手数料 1,098,000円×1/2＝549,000円

《一般会計》

子ども子育て支援システム改修（保育所総務事務）

補正予算要求額 1,540万円

【要求理由と事業内容】

幼児教育・保育無償化については、令和元年5月10日、第198回国会において、改正子ども・子育て支援法が成立し、現在、国において、省令等の整備が進められているところである。（施行日：令和元年10月1日）

幼児教育・保育無償化の実施にあたり、新たに発生する認定事務や、利用サービス内容によっては、利用料の月額上限額の管理が必要になるなど、現在稼働している、子ども子育て支援システムの改修が必要となるため、改修委託料として予算計上をするもの。

【課題・現状】

3歳から5歳までの全ての子どもが無償化の対象となることから、これまで認定の必要のなかった、私立幼稚園に通う子供達の認定作業などが必要になるため、システム改修を施行前に先行して実施する必要がある。

【目的・効果】

10月1日施行に向け、無償化の手続き等を実施により、幼児教育の負担軽減措置が図られ、少子化対策のひとつへとつながる。

【今後のスケジュール】

6月補正予算議決後、入札、契約。10月までに法改正にあわせたシステム改修を行う。

【要求額の積算内容】

＜歳出＞ 子ども子育て支援システム改修委託料
 幼児教育・保育無償化対応に伴う改修 15,400,000円

＜歳入＞ 幼児教育・保育無償化導入支援事業費県補助金
 15,400,000円×10/10=15,400,000円

《一般会計》

○ 弁護士委託料（環境保全事務）

補正予算要求額 49万5千円

【要求理由と事業内容】

犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例、空き地の管理条例、路上喫煙防止条例を制定するにあたり、実効性のある条例とするためにも、指導、勧告や罰則規定等を盛り込んだ条例制定を検討している。

法令で認められている行為や個人の財産に関する規制を行うことになるため、訴訟リスクが高いことから、弁護士の支援を受けながら制定業務を行い、法的根拠を整理することで、リスクを低減させる。

【課題・現状】

条例としてどこまでの規制が可能なのかを法律的根拠を整理しながら制定業務を進める必要がある。

また、法令で認められている行為に関して規制を課すこととなり、他の自治体においても訴訟問題となっている事例もあり、専門的な知見が必要である。

【目的・効果】

愛知県弁護士協会の公害対策・環境保全委員会を通じて環境問題にも詳しい複数の弁護士と協議ができる。

条例に実効性をもたせることができ、各条例の運用段階においても適切な法解釈のもと、事例対応が可能となる。

【概略スケジュール】

令和元年7月 弁護士との協議開始

令和2年3月議会にて上程予定

令和2年4月施行予定

※ただし、空き地の条例に関しては、12月議会上程を予定

【要求額の積算内容】

50,000円×9カ月×1.1%=495,000円

《一般会計》

○ 就労移住支援金事業（労働者支援事務）

補正予算要求額 100万円

【要求理由と事業内容】

愛知県と県内市町村（54市町村中49市町村が参加）が連携して東京圏からの就労、移住を促すために要件に該当する人に対して、就労移住支援金を交付する。

愛知県と連携した地方創生推進交付金対象事業であり、申請が可能となる9月に対応可能とするため補正予算を要求するもの。

東京圏から犬山市内へ転居し、都道府県の開設するマッチングサイトへ求人を掲載した犬山市内の事業所へ就職した人に対して就労移住支援金を交付する。

事業期間は2024年度までの6カ年。

移住元の要件（次のどちらかに該当）

- ①住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区内に居住する人
- ②住民票を移す直前に、連続して5年以上東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。ただし条件不利地域を除く）に居住し、住民票を移す3ヶ月前の時点で5年以上東京23区へ通勤していた人

移住先の要件（次の全てに該当）

- ①犬山市に転入
- ②犬山市に転入後3ヶ月以上1年以内に申請
- ③犬山市に申請から5年以上継続して居住する意志を有する

就職の要件（抜粋）（全てに該当）（起業も可）

- ①勤務地が犬山市内
- ②転入日時点で満50歳未満
- ③就業先が、都道府県の開設するマッチングサイトに掲載している求人
その他

【要求額の積算内容】

就労移住支援金（世帯型）1件分

世帯型 1,000,000円

（県補助額750,000円 補助率3/4）

《一般会計》

○ プレミアム付商品券事業（プレミアム付商品券事業）

補正予算要求額 8, 236万4千円
 (職員人件費を含む)

【要求理由と事業内容】

令和元年10月1日に予定されている消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けに、該当者全員が購入可能なプレミアム付商品券の発行・販売を行う。

平成31年2月議会で議決いただいた事務費(5,685万円)に加えて、6月下旬以降に必要な事務費及び事業費(商品券のプレミアム分)を予算要求するもの。

○購入限度額及び想定対象者数

低所得者 券額面2万5千円(販売額2万円) 約11,000人
 子育て世帯 券額面2万5千円(販売額2万円)×3歳未満の子の数 約2,000人

【概略スケジュール(予定)】

	7	8	9	10	11	12	1	2	3
コールセンター	→								
申請書送付・受付	→								
開設計画		審査	→						
		引換券送付	→						
			販売	→					
			使用	→					

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】（全額国庫負担）

・職員手当等	時間外勤務手当	809,000 円
・旅費	普通旅費	14,000 円
・印刷製本費	封筒（購入引換券送付用 14,000 枚（再送含））	424,000 円
・通信運搬費	郵送料（購入引換券 14,000 通（再送含））	6,300,000 円
・委託料	販売等業務委託	74,768,000 円
	（うち商品券印刷、販売、換金等業務 9,768,000 円）	
	（うち商品券プレミアム分 65,000,000 円）	
	封入封緘業務委託	49,000 円
		計 82,364,000 円

《一般会計》

○ シェアリングエコノミー活用推進事業（観光客誘致）

補正予算要求額 823万2千円

【要求理由と事業内容】

観光客の訪問先が城と城下町、及び一部のテーマパークに偏り、観光に関わる人も限定的である。また、本市の観光の楽しみ方は「見学」を中心とした内容であり、観光に対する広がりや深まりが見られない。このため、「体験型の観光コンテンツ」を造成し、犬山観光の楽しみ方に多様性を持たせるとともに、市域全体に観光の広がりをもたらすことを目指す。

今般、総務省が募集した「シェアリングエコノミー活用推進事業」の採択を受け、総務省からの委託を受け、モデル事業として、「シェアの手法を活かした体験型観光を充実させる取組み」を実施するものである。具体的にはシェアリングエコノミーに関する周知、体験型コンテンツの掘り起しと造成、イベント民泊の試験的実施などに必要な委託費等の予算計上をするものである。

【課題・現状】

本市は国宝犬山城や江戸時代の町割りが残る城下町などの観光資源が豊富であり、県内有数の観光地として多くの人を訪れている。犬山城の登閣者数は平成30年には過去最高の61万人を突破し、民間事業者が運営する博物館明治村などのテーマパークも多くの誘客を実現している。

一方で、観光客は城と城下町、及び一部のテーマパークに集中し、特に城下町では交通渋滞や店舗前に並ぶ客の列、ゴミのポイ捨てなど、住民の生活に支障をきたすとともに、観光地としての風情と快適さが失われている。また、城下町エリア以外の多くの地域は観光とは無縁であり、観光による生活への恩恵がない。

また、犬山観光の主な楽しみ方は「城や文化施設を見学すること」が主流であり、体験ができる観光コンテンツは限られており、本市の観光には多様性や広がりが十分でなく、滞在時間も総じて短い。

【概略スケジュール】

令和元年	6月	総務省と市との委託契約締結
	7月	市と観光協会との委託契約締結、事業着手
	12月	中間報告書提出
令和2年	2月	成果報告書提出

【その他必要事項】

全国でモデル事業の採択は5件(申請数16)。

【目的・効果】

シェアリングエコノミーの手法を活かして観光分野で活躍する新たな人材の掘り起しを行う。具体的には、市民のスキルを活かした体験型の観光コンテンツを多数造成し、シェアの手法で広く周知宣伝することで、魅力的な観光のコンテンツとして観光客に提供することを可能にする。そうしたことから観光分野で収益を上げる人を増やすとともに、本市の観光の楽しみ方に多様性をもたらす。また、将来においては新たな雇用の創出と観光の基幹産業化に繋がる取組みとなる。

【要求額の積算内容】

総務省、シェアリング事業者との打合せ旅費	一式		
		387,000円(補正前)	584,000円)
中間組織への推進業務委託料		7,845,000円(補正前)	22,001,000円)

※ 事業費は総務省からの委託事業となる為、全額国庫負担となる。

7 令和元年8月末までの主な行催事

名称等	第9回犬山城下町日南焼酎まつり		
実施期間	5月31日 (金) ~ 6月2日 (日)	時間	
場所	どんでん館前広場など、城下町4会場		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		
名称等	木曾川うかい開き		
実施期間	6月1日 (土) ~ 同日	時間	11:00 ~ 14:00
場所	木曾川河畔一帯		
担当所属	観光交流課		
主催	犬山市・各務原市・犬山市観光協会・各務原市観光協会		
名称等	第61回水道週間		
実施期間	6月1日 (土) ~ 6月7日 (金)	時間	
場所	市内一円		
担当所属	水道課		
主催	犬山市、犬山市指定水道工事店協同組合		
名称等	歯と口の健康センター		
実施期間	6月2日 (日) ~ 同日	時間	
場所	市民健康館		
担当所属	健康推進課		
主催	犬山市・犬山扶桑歯科医師会		
名称等	日南まつり		
実施期間	6月2日 (日) ~ 同日	時間	11:30 ~ 15:00
場所	余遊亭		
担当所属	観光交流課		
主催	東海日南会		
名称等	犬山市シルバー人材センター総会		
実施期間	6月4日 (火) ~ 同日	時間	13:30 ~ 16:00
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	長寿社会課		
主催	犬山市シルバー人材センター		
名称等	親学勉強会「第1回子育てステップアップ講座」		
実施期間	6月6日 (木) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	南部公民館 講堂		
担当所属	子ども未来課		
主催	犬山市		

名称等	緑のカーテン講座			時間	10:00	～	11:30	
実施期間	6月8日	(土)	～ 同日					
場所	里山学センター							
担当所属	環境課							
主催	犬山市							
名称等	里山探検隊教室②			時間	9:30	～	12:30	
実施期間	6月9日	(日)	～ 同日					
場所	里山学センター							
担当所属	環境課							
主催	犬山市							
名称等	里山めぐり観察コース			時間	9:30	～	14:30	
実施期間	6月13日	(木)	～ 同日					
場所	里山学センター							
担当所属	環境課							
主催	NPO法人犬山里山学研究所							
名称等	犬山市スポーツ賞表彰式			時間	17:00	～	18:00	
実施期間	6月15日	(土)	～ 同日					
場所	犬山国際観光センターフロイデ							
担当所属	文化スポーツ課							
主催	犬山市							
名称等	里山学センターボランティアスタッフ養成講座③			時間	9:30	～	15:00	
実施期間	6月15日	(土)	～ 同日					
場所	善師野							
担当所属	環境課							
主催	犬山市							
名称等	市民総合大学敬道館入学式記念講演 講師：富貴晴美、野口明生			内容「トーク・ライブ」	時間	13:30	～	15:30
実施期間	6月15日	(土)	～ 同日					
場所	市民文化会館							
担当所属	文化スポーツ課							
主催	犬山市・犬山市教育委員会（共催）							
名称等	昆虫教室③			時間	10:00	～	15:00	
実施期間	6月16日	(日)	～ 同日					
場所	里山学センター							
担当所属	環境課							
主催	犬山市							

名称等	犬山市の環境について考えよう		
実施期間	6月16日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 12:00
場所	市役所		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	子ども俳句教室 (第1回)		
実施期間	6月16日 (日) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00
場所	市立図書館 2階展示室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	水辺の教室①		
実施期間	6月22日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:30
場所	田口洞川		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人犬山里山学研究所		
名称等	絵本の世界にご招待 (第1回) おひざでえほん講座		
実施期間	6月30日 (日) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00
場所	市立図書館 2階視聴覚室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	立山夏山開き		
実施期間	7月1日 (月) ~ 同日		
場所	富山県立山町		
担当所属	観光交流課		
主催	立山・称名滝の祭典実行委員会		
名称等	犬山市老人クラブ連合会クロリティー大会		
実施期間	7月3日 (水) ~ 同日	時間	9:30 ~ 14:15
場所	福祉会館 5階大ホール		
担当所属	長寿社会課		
主催	老人クラブ連合会クロリティー部		
名称等	第1回犬山城下町石垣島泡盛まつり		
実施期間	7月5日 (金) ~ 7月15日 (月)	時間	未定
場所	どんでん館前広場ほか、城下町かいわい		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		

名称等	親学勉強会「第2回子育てステップアップ講座」		
実施期間	7月6日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	南部公民館 講堂		
担当所属	子ども未来課		
主催	犬山市		
名称等	昆虫教室④		
実施期間	7月7日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 15:00
場所	里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	あじさいコンサート		
実施期間	7月7日 (日) ~ 同日	時間	13:00 ~ 15:30
場所	南部公民館		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市心身障害児(者)父母の会		
名称等	竹林塾		
実施期間	7月9日 (火) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:00
場所	里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人犬山里山学研究所		
名称等	健康講演会		
実施期間	7月10日 (水) ~ 同日	時間	14:00 ~ 15:30
場所	市民健康館交流ホール		
担当所属	健康推進課		
主催	犬山市民健康館自主事業実行委員会		
名称等	里山めぐり観察コース		
実施期間	7月11日 (木) ~ 同日	時間	9:30 ~ 14:30
場所	里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人犬山里山学研究所		
名称等	犬山市民文化史料館夏季企画展「木曾川における犬山の歴史と文化」		
実施期間	7月11日 (木) ~ 1月0日	時間	9:00 ~ 17:00
場所	文化史料館 展示室2		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		

名称等	水辺の教室②			
実施期間	7月13日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:30	
場所	新郷瀬川			
担当所属	環境課			
主催	NPO法人犬山里山学研究所			
名称等	市民総合大学古代史学科「加茂・可児郡（美濃加茂市・可児市ほか）」の古墳			
実施期間	7月13日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30	
場所	犬山国際観光センターフロイデ2階 多目的研修室1・2			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山市			
名称等	市民総合大学敬道館一般教養学部 講師：米川明彦 演題「平成のことばの特徴」			
実施期間	7月13日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00	
場所	南部公民館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市・犬山市教育委員会（共催）			
名称等	市民総合大学 環境学部①			
実施期間	7月13日 (土) ~ 同日	時間	14:00 ~ 15:30	
場所	犬山国際観光センターフロイデ			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	田んぼの教室③			
実施期間	7月14日 (日) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:30	
場所	里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	NPO法人犬山里山学研究所			
名称等	里山学センターボランティアスタッフ養成講座④			
実施期間	7月20日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 15:00	
場所	里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	夏休み工作教室竹笛作り			
実施期間	7月20日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:30	
場所	市立図書館2階展示室			
担当所属	図書館			
主催	犬山市			

名称等	里山探検隊教室③		
実施期間	7月21日 (日) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:30
場所	里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	DVD上映会 (蝉しぐれ)		
実施期間	7月21日 (日) ~ 同日	時間	14:00 ~ 16:15
場所	市立図書館 2階視聴覚室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	三光稲荷神社第11回縁日参り		
実施期間	7月22日 (月) ~ 同日	時間	17:00 ~ 21:00
場所	三光稲荷神社前		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		
名称等	ロボット塾		
実施期間	7月24日 (水) ~ 8月31日 (土)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市		
名称等	里山めぐり健康づくりコース		
実施期間	7月27日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 14:30
場所	里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人犬山里山学研究所		
名称等	市民総合大学古代史学科「瀬波郡 (扶桑町・大口町・江南市ほか)」の古墳		
実施期間	7月27日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ 2階 多目的研修室1・2		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学敬道館公開講座 講師：加藤英明 演題「外来生物の現状と対策」		
実施期間	7月27日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00
場所	市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会 (共催)		

名称等	昆虫教室⑤				
実施期間	7月28日	(日)	～	同日	時間 10:00 ～ 12:00
場所	里山学センター				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
名称等	国内姉妹都市小学生交流事業（丹波篠山市派遣）				
実施期間	7月31日	(水)	～	8月2日	(金)
場所	兵庫県丹波篠山市				
担当所属	観光交流課				
主催	犬山市、丹波篠山市				
名称等	日本ライン夏まつりロングラン花火				
実施期間	8月1日	(木)	～	8月9日	(金) 時間 19:50頃 ～
場所	木曾川河畔一帯				
担当所属	観光交流課				
主催	日本ライン夏まつり実行委員会				
名称等	夏の犬山キャンペーン				
実施期間	8月1日	(木)	～	8月31日	(土)
場所	犬山城下町・木曾川河畔一帯				
担当所属	観光交流課				
主催	犬山集中大規模観光宣伝協議会				
名称等	桃太郎あゆまつり				
実施期間	8月3日	(土)	～	同日	時間 10:00 ～ 15:00
場所	桃太郎公園				
担当所属	観光交流課				
主催	栗栖桃太郎発展会				
名称等	市民総合大学古代史学科「春部郡（小牧市・春日井市ほか）」の古墳				
実施期間	8月3日	(土)	～	同日	時間 10:00 ～ 11:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ2階 多目的研修室1・2				
担当所属	歴史まちづくり課				
主催	犬山市				
名称等	市民総合大学 環境学部②				
実施期間	8月3日	(土)	～	同日	時間 14:00 ～ 15:30
場所	犬山1国際観光センターフロイデ				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				

名称等	第23回羽黒の夏祭り			
実施期間	8月3日 (土) ~	8月4日 (日)	時間	10:00 ~ 21:30
場所	するすみふれあい広場			
担当所属	地域安全課			
主催	羽黒地区コミュニティ推進協議会			
名称等	じゃぶじゃぶガサガサ魚とり			
実施期間	8月4日 (日) ~	同日	時間	10:00 ~ 12:00
場所	八曾押出駐車場集合			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	国内姉妹都市小学生交流事業 (立山町・日南市受入)			
実施期間	8月9日 (金) ~	8月11日 (日)		
場所	市内一円			
担当所属	観光交流課			
主催	犬山市、立山町、日南市			
名称等	日本ライン夏まつり納涼花火大会			
実施期間	8月10日 (土) ~	同日	時間	19:30 ~ 20:20
場所	木曾川河畔一帯			
担当所属	観光交流課			
主催	日本ライン夏まつり実行委員会			
名称等	障害者作品展			
実施期間	8月10日 (土) ~	8月11日 (日)	時間	10:00 ~ 17:00
場所	市民健康館 (8/10 17:00終了、8/11 15:00終了)			
担当所属	福祉課			
主催	犬山市 (実施：犬山市身体障害者福祉協会)			
名称等	子ども司書養成講座 (第1回~3回)			
実施期間	8月10日 (土) ~	8月12日 (月)	時間	13:00 ~ 16:00
場所	市立図書館2階展示室			
担当所属	図書館			
主催	犬山市			
名称等	丹波篠山デカンショ祭			
実施期間	8月15日 (木) ~	8月16日 (金)		
場所	兵庫県丹波篠山市			
担当所属	観光交流課			
主催	デカンショ祭実行委員会			

名称等	犬山市老人クラブ連合会福祉推進事業部祭り			
実施期間	8月16日 (金) ~ 同日	時間	9:30 ~ 16:00	
場所	南部公民館			
担当所属	長寿社会課			
主催	老人クラブ連合会福祉推進事業部			
名称等	里山学センターボランティアスタッフ養成講座⑤			
実施期間	8月17日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 15:00	
場所	里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	市民総合大学古代史学科「葉栗・中島郡（一宮市周辺）」の古墳			
実施期間	8月17日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30	
場所	犬山国際観光センターフロイデ2階 多目的研修室1・2			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山市			
名称等	第11回ふれあい盆踊り大会			
実施期間	8月17日 (土) ~ 同日	時間	18:00 ~ 21:00	
場所	犬山西小学校グラウンド			
担当所属	地域安全課			
主催	犬山西地区コミュニティ推進協議会			
名称等	親子ふれあいソフトボール大会			
実施期間	8月18日 (日) ~ 同日	時間	9:00 ~ 16:00	
場所	城東中学校グラウンド			
担当所属	地域安全課			
主催	城東小学校区コミュニティ推進協議会			
名称等	DVD上映会（忍たま乱太郎の宇宙大冒険）2回上映			
実施期間	8月18日 (日) ~ 同日	時間	11:00 ~ 14:50	
場所	市立図書館2階視聴覚室			
担当所属	図書館			
主催	犬山市			
名称等	水辺の教室③			
実施期間	8月24日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:30	
場所	五条川			
担当所属	環境課			
主催	NPO法人犬山里山学研究所			

名称等	市民総合大学敬道館一般教養学部 講師：クリス・グレン 演題「外国人から見た日本 ～日本の歴史・文化に魅せられて～」		
実施期間	8月24日 (土) ～ 同日	時間	13:30 ～ 15:00
場所	南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会 (共催)		
名称等	田んぼの教室④		
実施期間	8月25日 (日) ～ 同日	時間	9:30 ～ 12:30
場所	里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	NPO法人犬山里山学研究所		
名称等	第11回犬山城下町ビールまつり		
実施期間	8月30日 (金) ～ 9月1日 (日)		
場所	どんでん館前広場など、城下町4会場		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		
名称等	市民総合大学祭り文化学科「犬山祭は故郷のファンタジーです」		
実施期間	8月31日 (土) ～ 同日	時間	10:00 ～ 11:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ2階 多目的研修室1・2		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	絵本の世界にご招待(第2回)おひざでえほん講座		
実施期間	8月31日 (土) ～ 同日	時間	10:30 ～ 12:00
場所	市立図書館2階視聴覚室		
担当所属	図書館		
主催	犬山市		
名称等	第23回夏まつり		
実施期間	8月31日 (土) ～ 同日	時間	15:00 ～ 21:00
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	地域安全課		
主催	楽田地区コミュニティ推進協議会		
名称等	市民総合大学敬道館スポーツ学部 講師：草薙健太 演題「メンタルトレーニングを取り入れた指導」		
実施期間	8月31日 (土) ～ 同日	時間	18:30 ～ 20:00
場所	エナジーサポートアリーナ (犬山市体育館)		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会 (共催)		